

ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドラインの見直し案
新旧対照表（傍線部分は見直し部分）

平成 28 年 11 月 29 日
経済産業省ガス安全室

見直し案	現 行
<p>2. ガス漏れ等の緊急時対応における連携・協力</p> <p>2.5. 一般ガス導管事業者による緊急時対応が完了した後の連携・協力</p> <p><u>2.5.3. 無契約供給に係る事故報告への対応</u></p> <p><u>小売供給契約について需要家がクーリング・オフをした場合やガス小売事業者から解除した場合などにおいて、供給契約に基づかないガスの供給（以下、「無契約供給」という。）がなされる場合がある。消費機器に関する事故（消費機器からの漏えいやガス栓の誤操作に関する事故など、小売事業者による報告の対象となる事故）が起こった場合、通常であれば、ガス小売事業者が経済産業省・産業保安監督部に対し、事故の発生を知った時から 24 時間以内可能な限り速やかに速報を提出することとなるが、無契約供給期間における消費機器に関する事故については、当該ガス小売事業者が不在であるため、速報が提出されないこととなる。このため、緊急時対応を行った一般ガス導管事業者は、事故の発生を知った時から 24 時間以内可能な限り速やかに緊急時対応を通じて知り得た情報について、事故報告の速報様式に沿ったかたちで記載した上で、経済産業省・産業保安監督部に提供する必要がある。</u></p> <p><u>また、無契約供給期間における消費機器に関する事故の発生以降に、ガス小売事業者と小売供給契約を締結した場合^(※2)には、当該ガス小売事業者が経済産業省・産業保安監督部に対し、事故の発生を知った日^(※3)から起算して 30 日以内に詳報を提出することとなるが、緊急時対応を行った一般ガス導管事業者は、緊急時対応を通じて知り得た情報に関して、しっかりとガス小売事業者に対して、情報提供を行う必要がある。また、ガス小売事業者が詳報を作成する過程などにおいて、一般ガス導管事業者に対して、現場出動時に一般ガス導管事業者がとった措置の詳細等について、追加的な情報提供を依頼する際には、一般ガス導管事業者がそれに対応することが必要である。</u></p> <p><u>なお、無契約供給期間における消費機器に関する事故の発生以降に、ガス小売事業者との小売供給契約が締結されず、閉栓された場合については、緊急時対応を行った一般ガス導管事業者は、知り得た情報について、事故報告の詳報様式に沿ったかたちで記載した上で、経済産業省・産業保安監督部に提供する必要がある。</u></p> <p><u>(※2) 一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、一般ガス導管事業者を指す。</u></p> <p><u>(※3) この場合の事故の発生を知った日は、一般ガス導管事業者から事故の情報提供を受けた日を指す。</u></p>	<p>2. ガス漏れ等の緊急時対応における連携・協力</p> <p>2.5. 一般ガス導管事業者による緊急時対応が完了した後の連携・協力（新設）</p>

見直し案	現 行
<p>5. 小売供給開始時における開栓に関する保安措置について</p> <p><u>5.1. 「スイッチ」時の対応について</u> (略)</p> <p>5.1.1. まず一般ガス導管事業者が需要場所に行き、その後(例えば別日に)、ガス小売事業者が需要場所に行くケース(ケースC) (略)</p> <p>5.1.2. まずガス小売事業者が需要場所に行き、その後(例えば別日に)、一般ガス導管事業者が需要場所に行くケース(ケースD) (略)</p> <p><u>5.2. 無契約供給後の対応について</u> 無契約供給期間において、前回の消費機器の調査又は周知の日から経済産業省令で定める期間を経過した日(基準日)を迎えた場合には、基準日以降、新たに小売供給契約を締結したガス小売事業者が消費機器の調査・周知を担うこととなる^(※9)。 <u>(※9) 新たに小売供給契約を締結したガス小売事業者が行った調査・周知の日から法定の期間を経過した日が次回の基準日となる。</u> <u>この場合において、一般ガス導管事業者は、ガス小売事業者に対し、当該需要家が無契約供給を経ていることを説明する必要がある。なお、需要家の承諾を得られた場合は、ガス小売事業者は、一般ガス導管事業者から、当該一般ガス導管事業者が保有している最新の消費機器の調査結果の提供を受けることができる。</u></p>	<p>5. 小売供給開始時における開栓に関する保安措置について</p> <p>(略)</p> <p>5.1. まず一般ガス導管事業者が需要場所に行き、その後(例えば別日に)、ガス小売事業者が需要場所に行くケース(ケースC) (略)</p> <p>5.2. まずガス小売事業者が需要場所に行き、その後(例えば別日に)、一般ガス導管事業者が需要場所に行くケース(ケースD) (略)</p> <p>(新設)</p>